

令和7年12月15日

申入書

〒060-0042
札幌市中央区大通西5丁目8番地 昭和ビル5階
株式会社SPサービス
代表取締役 工 慎 一 殿

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦
TEL:011-221-5884/FAX:011-221-5887

第1 申入れの趣旨

- 1 株式会社エイトと消費者との間の家庭教師役務提供契約の関連商品である教材の販売に関し、貴社が消費者との間で締結した個別信用購入あっせん契約に基づく立替金について、株式会社エイトによる家庭教師役務提供契約の債務不履行を理由に貴社に対する支払停止の申出をした消費者に対し、株式会社エイトが家庭教師派遣事業を停止した時点の在籍学年分の教材代金全額相当の負担を求めるなど、株式会社エイトの債務不履行により家庭教師の役務提供を受けることができなくなった期間分の教材代金に相当する金員の負担を求める請求、和解案の提示等をしないよう申し入れます。
- 2 前項の立替金について、株式会社エイトによる家庭教師役務提供契約の債務不履行を理由に貴社に対する支払停止の申出をした消費者が、その後に貴社に対して株式会社エイトの債務不履行により家庭教師の役務提供を受けることができなくなった期間分の教材代金に相当する金員を支払っている場合は、これを当該消費者に返還するよう申し入れます。

第2 申入れの理由

- 1 従前の照会
 - (1) 個別信用購入あっせん業者である貴社の加盟店であり、家庭教師の派遣等を行っていた株式会社エイト（以下「エイト」という。）が、令和5年4月30日にその事業活動を停止しました。
 - (2) その後、当法人は、エイトによる家庭教師役務提供契約の関連商品で

ある教材の販売に関し、貴社との間で個別信用購入あっせん契約を締結しており、エイトの債務不履行や中途解約権の行使を理由とする支払停止の抗弁（割賦販売法35条の3の19）を申し出た消費者に対して、貴社が立替金の支払を請求しているとの情報を受けたことから、貴社に対して令和6年7月30日付け照会書を送付し、当該消費者に立替金を請求しているとすればいかなる法的根拠によるものか、支払停止の申出をした後に当該消費者から支払われた金員を自主的に返還する考えがあるかなどを質問しました（以下、この照会を「本件照会」といいます。）。

- (3) その後、貴社代理人との間において数度にわたるやり取りがなされ、本件照会は一旦終了していますが、今般、貴社から消費者に対する和解案の提案についての情報を受け、内容を検討した結果、本申入れに及ぶものです。

2 貴社の和解案

貴社は、令和7年9月19日付け「クレジット契約ご利用のお客様へ エイト事業停止に伴う和解案ご提案のお知らせ」と題する書面において、「お客様のご負担を軽減するため、クレジット契約の残債を減額する和解案をご提案いたします。」「お子様の在籍学年分の教材代金相当のお支払をご負担いただく内容となります。例：中学1年～3年分の教材を購入し、事業停止時点で中学2年だった場合、中学1・2年分相当のお支払をお願いします。」との提案を行っています（以下、この和解案を「貴社和解案」といいます。）。

3 本件和解案の問題点

- (1) 先になされた本件照会に関するやり取りにおいて、貴社代理人は、令和6年9月30日付け書面（以下「貴社代理人書面」といいます。）において、「物理的に1個の教材が債務不履行の期間に応じて可分とは解されません」などの理由により、「債務不履行解除の抗弁対抗がなされたとしても、一度でも使用された学年の教材代金に相当するクレジット代金については、債務不履行解除ができないため、顧客は当社に対して引き続き当該教材の販売代金に相当するクレジット代金の支払義務があると解されます」との見解を述べていたところです。

そして、今般の貴社和解案が、「お子様の在籍学年分の教材代金相当のお支払をご負担いただく」としているのは、上記の見解に基づいたものと推察されるところです。

- (2) しかしながら、本件照会に関する当法人の同年11月18日付け書面に記載しましたように、貴社代理人書面にあるような一度でも使用した教材の販売契約の解除ができないとの見解があり得るとしても、エイト

の債務不履行により家庭教師の役務提供を受けることができなくなった消費者は、エイトに対し、関連商品である教材の販売代金について役務提供を受けることができなくなった期間に応じた分の損害賠償を請求することができると考えられます。

例えば、1年生の教材を4月1日から同月30日まで1か月間使用したところで家庭教師の役務が提供されなくなった場合、当該消費者はエイトに対して残りの11か月分、すなわち教材代金の12分の11の金額に相当する損害賠償請求権を有しており、これを自働債権とする相殺の抗弁が可能であることから、この抗弁を貴社に対抗して立替金の支払を拒絶することができるものというべきです。

(3) したがって、株式会社エイトによる家庭教師役務提供契約の債務不履行を理由に貴社に対する支払停止の申出をした消費者に対し、エイトが家庭教師派遣事業を停止した時点の在籍学年分の教材代金全額相当の負担を求めることは、当該消費者に対して支払義務のない金員の支払いを求めるものであり、かかる内容の請求、和解案の提示等はしないよう申入れます。

(4) また、当該消費者が、貴社からの請求、貴社和解案等に基づいて家庭教師の役務を受けることができなくなった後の期間分の教材代金に相当する金員を支払っている場合には、当該消費者に対し、当該金員を返還することを求めます。

4 ご回答について

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応を、書面にて当法人事務所宛に、令和8年1月30日までにご送付ください。

なお、本申入れに対するご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上